

都発注工事における下請次数調査について

◎ 調査の概要

調査目的: 都発注工事における施工体制の実態把握

調査対象: 令和5年11月2日から12月7日に施工中の契約金額が一定以上※の工事(公営企業局を除く)の一部

※ 建設業法の規定により技術者の専任を要する金額以上

(例: 令和5年1月1日以降に契約した工事においては、4,000万円以上(建築一式工事8,000万円以上))

調査方法: 建設業法で作成が義務付けられている「施工体系図」により、施工体制を確認
土木工事で3次、建築・設備工事で4次以上の下請契約があるものを集計

◎ 調査の結果

○ 施工中工事1,079件のうち143件を調査、該当工事5件
内訳: 土木工事 4件(いずれも3次) / 設備工事 1件(5次)

○ 5件は、専門業種の分業化や特定の職種の手配の必要性などから、当該次数を構成

○ なお、都発注工事においては、分離分割発注(業種ごとに発注を分離することや発注ロットを適切に分割すること)を原則としている。